


病後児保育事業の利用基準変更のお知らせ

令和5年7月3日（月）～利用基準を変更します。

●利用の目安：症状は軽快傾向にあるが、集団保育に耐えられる体力や体調がまだ完全に回復していない場合

今まで利用不可

	・「感冒」「喘息様症状」「急性胃腸炎」など、原因が特定されていないもの ・確定診断がされていても「新型コロナウイルス」は濃厚接触者に特定された場合を含め利用不可とする
--	--



R5.7.3～ 次の条件を全て満たしていれば、利用 OK

熱	解熱剤を使用せず、38度未満の熱が24時間を経過していること
下痢	複数回の下痢があっても、発症後24時間を経過し、かつ症状が軽快傾向であること
嘔吐	嘔吐がなく24時間を経過していること
咳	ゼイゼイ音、ヒューヒュー音がないこと、少しの動作で咳がでないこと
食欲	食事は半分程度摂取でき、水分も十分にとれること

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、溶連菌、手足口病など、原因が特定され確定診断がついているものについては今まで通り受入れ可能となっております。（ただし、学校保健安全法施行規則に則った「登所のめやす」に準じます。）

※医療機関が発行する「帯広市病後児保育事業利用連絡書（情報提供書）」の指示により上記の症状に限らない場合がありますので、利用可能かどうか下記施設にお問い合わせください。

病後児保育実施施設に直接お問い合わせください。

病後児保育施設 ペンギンのおへや：TEL0155-66-9194

子育て支援ハウス ChipS（ちっぷす）：TEL0155-41-6272

帯広市市民福祉部
こども福祉室こども課
電話 65-4159